第2期鳥取県国民健康保険運営方針 (案) に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月10日 医療 · 保険課

鳥取県国民健康保険運営方針(案)の策定に当たりパブリックコメントを実施したので、その結果を報告しま す。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和3年2月9日(火)から2月26日(金)まで
- (2) 周知方法 ・医療・保険課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・新聞広告の掲載
- 延べ 5件(3名) (2) 意見総数
- (3) 応募のあった主な意見及び対応方針

項目	意見概要	対応方針
納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法	国は令和4年度からの未就学児の 均等割の軽減方針を示しており、運 営方針においても子どもの均等割減 免について触れるとともに、軽減年 齢や軽減割合の引上げなどより積極 的な方針を示すべき。	【方針案には反映しない】 未就学児に係る均等書額の減免措置の導入については、国民健康保険法に盛り込まれる予定であり、法律の規定に基づいて当然に実施していくものであるため、重ねて運営方針として記載する必要はないと考えている。なお、軽減年齢や軽減割合の引き上げについては今後の制度要望の参考とさせていただきたい。
	保険料は各自治体が決めるのが当然であり、保険料水準の平準化を進めるためには連携会議だけでなく、少なくとも方針を決めるための首長の会議が必要。	【方針案に反映する】 今後、保険料水準の平準化を具体的に検討するに当たって、 必要に応じ首長の意見を聴く機会を設けることを運営方針案に盛り込む 方向とする。
	保険料水準の平準化を目指すより、国費の投入を求めるべき	【方針案には反映しない】 国保財政の健全化と安定化を図り、持続可能な制度とするためには、保険料水準の平準化は重要と考えており、見直しは考えていない。なお、国による財政支援の強化については従来から国に要望しているところであり、引き続き要望していきたい。
	医療機関に多く受診する人は、多 くの保険料を負担するしくみを導入 すべき。	【方針案には反映しない】 保険料に関しては、公的医療保険制度は、誰もが安心して必要な医療を 受けられるよう、医療費の多寡にかかわらず保険料を負担してお互いに支 え合う制度だと考えているため、ご意見のような見直しは考えていない。
医療に要す る費用の適 正化の取組	方針案に盛り込まれる医療に要する費用の適正化の取組に賛成する。	【方針案に盛り込み済み】 御意見を踏まえ、運営方針を策定していきたい。

2 運営方針 (案)の概要

(1) 対象期間

令和3年4月~令和6年3月 (3年間)

(2) 運営方針の位置付け

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、県と市町村が国保事業を運営していくための指針

(3) 策定方針

第1期運営方針を見直しする視点で第2期運営方針を策定する。

- (4) 第2期運営方針見直しのポイント
 - ・県の取組の他、市町村の取組を定め、これらの取組を定期的に分析し、評価し、改善につなげていくという PDCAサイクルを確立する。
 - ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、国交付金を活用し財政基盤の強化を図る。

 - ・保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、将来的には保険料水準の統一を目指す。 ・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画を策定し、県と市町村の国保保健事業を見直す。

3 今後のスケジュール

- 3月15日 国民健康保険運営協議会に運営方針の最終案を諮問、答申
- 3月下旬 運営方針の策定